

四万十町教育委員会会議録（令和7年4月定例会）

1. 日 時 令和7年4月8日（火）午前9：00～午前11：30

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長 山脇光章

教育委員 横山順一 谷口和史 野中裕子 西谷史

事務局 教育次長兼学校教育課長 川上武史

生涯学習課 課長 今西浩一

学校教育課 副課長 真城和也 係長 都築桂、横山光一

対策監 浜口千茶

教育研究所 所長 野村泰子

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

（1）開会

（2）教育長あいさつ

（3）会議録署名委員の指名（横山委員）

（4）議題

① 承認第1号 専決処分の承認について

② 承認第2号 専決処分の承認について

③ 承認第3号 専決処分の承認について

④ 承認第4号 専決処分の承認について

⑤ 議案第1号 米奥小学校学校運営協議会委員及びアドバイザーの委嘱又は任命について

⑥ 議案第2号 四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の改正について

（5）協議事項

① 四万十町いじめ防止基本方針について

（6）報告事項

① 四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱について

② 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について

（7）その他

① 今後の日程について

6. 議 事

教育長： それでは、次第に従い定例教育委員会を進めていきたいと思います。日程3、会議録署名委員の指名です。本日の会議録署名委員については横山委員にお願いしたいと思います。本日も傍聴人の方がおりませんので、そのまま進めさせていただきます。

それでは、日程4、早速、議題へ移りたいと思います。「承認第1号専決処分の承認について」から「承認第3号専決処分の承認について」につきましては個人情報を含む案件でありますので、非公開とさせていただきます。

教育長：　続きまして、本日、配付させていただいております追加である承認第4号専決処分の承認についてを先に議題として進めさせていただきたいと思います。それでは、承認第4号専決処分の承認についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局より、「④承認第4号専決処分の承認について」、を説明する)

教育長：　ただ今、承認第4号について説明がありました。ご案内のとおり国際交流員、CIRが2名います。外国語指導助手ALTが、1名帰りましたので4名。外国青年招致事業のほうの規則の改正ですけど、一部改正ではなく全部改正、全面的な改正というふうなところを説明もありました。実際、月額報酬をうたっていますけど、金額がいくらからいくらになったというのは分かるのか。

川上教育次長：　それが参考資料のほうに載っているということで。

教育長：　2025年度(令和7年度)月額いくら上がったか。これは月額でうたっているので、年収でいくら上がったかわかるのか。

川上教育次長：　分かりますけど。

教育長：　休憩。

9時41分　休憩

9時43分　再開

教育長：　それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

(事務局より、「④承認第4号専決処分の承認について」、を補足説明する)

教育長：　以上説明がございました。本来のCIR、ALTの業務、役割はそのまま、報酬、勤務時間も変わってはいない。

川上教育次長：　何も変わりません。

教育長：　報酬額が変わったということで。ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。全部改正という規則でございます。

それでは、承認第4号専決処分の承認については、ただ今、提案理由の説明がありました、四万十町招致外国青年就業規則の全部改正の専決についてご承認していただけますでしょうか。

全委員：　はい。

教育長：　ありがとうございます。

それでは続いて、議案に移りたいと思います。議案第1号、米奥小学校学校運営協議会委員及びアドバイザーの委嘱又は任命についてを議題といたします。事務局よりお願いします。

(事務局より、「⑤議案第 1 号米奥小学校学校運営協議会委員及びアドバイザーの委嘱又は任命について」、を説明する)

教育長 : 議案第 1 号について、ただ今、説明がありました。米奥はアドバイザーの方を置いているのですよね。

横山委員 : アドバイザーになられた方は新任だと思うが、他にこの中で新任になった人は誰ですか、新しくなった人、いませんか。

真城学校教育副課長 : 確認させていただきたいです。

教育長 : この 6 年度まで。分かるか。
暫時休憩します。

9 時 51 分 休憩

9 時 53 分 再開

教育長 : それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
引き続き説明をお願いします。

(事務局より、「⑤議案第 1 号米奥小学校学校運営協議会委員及びアドバイザーの委嘱又は任命について」、を補足説明する)

真城副課長 : アドバイザーを入れて二人の方が代わられています。

教育長 : 2 人だけということです。他、ご質問、ご意見はありませんか。
それでは、議案第 1 号米奥小学校学校運営協議会委員及びアドバイザーの委嘱又は任命については、ただ今、説明がありましたとおり、承認いただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第 2 号四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「⑥議案第 2 号四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の改正について」、を説明する)

横山委員 : 33 ページの指導要録は追加事項ですか。(21) 指導要録は追加するのか。それから 34 ページに、(13) 産業教育手当にかかる申請書というのは、これは県立学校の高校の教師の方の手当で、公立市町村小中学校にはひよっと当てはまらないのではないかなと思うのだが、13 の産業教育手当にかかるっていう文言も入れておくということですか。県立の職員の取り扱い要綱が改正になったということで、産業教育というのが改正前のところにもあるのだが、産業教育手当っていうのは小学校、中学校の先生はないですね。

教育長 : この件について。まず 33 ページの指導要録が追加になって、別表第 1 の第 2 号の 21 号、指導要録が追加になったところはいいいですかね。

横山委員 : 赤字で書かれてないの。

今西生涯学習課長 : 新旧が変わっているが、一部改正の訓令が変わるような訓令になってない、これだと変わってないこと、追加がされてないことになる。30 ページにこれが載ってないので、新旧

のとおりにはならないことになっている。

教育長： 指導要録、載ってない。

今西生涯学習課長： 21 番の指導要録は追加されない改正になっています。やれないものなら、かまわないでしょうけど。

教育長： すいません、事務局のほうの確認不足というところで、30 ページの改正する訓令のところも抜かりもある、改正訓令と 31 ページからの新旧対照表のところの整合性が取れておりませんので。県立学校の職員の要綱改正に伴う四万十町の取扱要綱ですので、もう一度、整理をさせていただき、事務局案件として次に議案としてあらためて提案を上程させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。取扱要綱なので、どこも県立学校を参考にして市町村立に勤務していただける教職員の旧姓使用の関係、今年度からということで、議案で専決処分取り扱いにさせていただくかも知れ、事務局の保留案件とさせていただきたいことをご了承願います。事務局、よろしいですか。また、これについてあらためて見直していただき再提案というところでしたいと思います。

それでは、この時計で 15 分まで休憩をさせていただきます。

10 時 05 分 休憩

10 時 15 分 再開

教育長： それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

日程 5 協議事項に移りたいと思います。会議次第の①四万十町いじめ防止基本方針についてを協議事項といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「協議事項①四万十町いじめ防止基本方針について」を説明する)

教育長： 前回、簡単に説明させていただきました。高知県自体のいじめ防止基本方針が改定され、それを受け各市町村が、努力義務ですけど、改定を行うということで四万十町版として、いわゆる全面改定的なところをさせていただきました。要は、子どもたちがいじめ問題を自分事として捉えやすく考えてもらうために文言、表現を柔らかくして策定するということで、高知県版をそのまま四万十町版として改定を行うということで、先ほどありました四万十町の現状のところについては、いわゆるこれまでの生徒指導上の諸課題で調査報告させていただいております推移、生の数字を上げておりましたけど、2 月のいじめ防止対策協議会等での委員さんの意見、そして前回の教育委員さんの意見を踏まえ、生の数字は省いて文言で書いていくということで修正もさせていただいております。今回、第 2 次改定となりますけど、今回の改定に当たりご意見等あればお願いをしたいと思います。資料 3 の 3 のほうには県と町の比較も上げております。前回お配りした分については、先ほど比較もしていただきましたけど、それは破棄していただき、今日お配りしたやつでまた中身を見ていただいたらと思います。前回からの変更、改正点は先ほど言った 2 点でございます。何か気になったとこは。

横山委員： 資料の 3 の 3 で言っているいいですかね。3 の 3、教えてください。資料 3 の 3 の 21 ページに、(6)、一番下の枠、(6) ですが、右のほうが町ということなので、前回は (6) の下を読むと、保護者や地域住民など町民に広く啓発するというような内容が書かれておりました。前回は町の広報誌の掲載というのがあり、町の広報誌でも啓発しますよというよう

な文言があったのですが、町の広報誌といったら四万十通信、そういったことでも啓発しますよというようなことが書かれていたのですが、ポスターの前に、ポスター、リーフレットの前ですね。そこは付け加えたらどうかと。

教育長：これで言うとなんページになりますか。11 ページ。30 年の改定には 11 ページにあった。

横山委員：30 年の基本法には、町の広報誌にも啓発とある。

啓発にはいろいろな方法がある。それと、資料 3 の 3 の 36 ページの二つ目の枠で、重大事態の発生と調査というのがあるのですが、第 1 号というのは結構、丁寧に書かれている。県のほうの生命、心身又は財産に重大な被害というのが書かれてあるんですけど、第 2 号については、相当の期間というのが、あるじゃないですか。相当の期間、これはもう少し、県のも省いているのでしょ、これは不登校のことだと思うのだが、あとのほうを読んでいたら分かるが、2 号のところにも 1 号と同じように、いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされているという、正しくはそういう文言なんかあるのですが、そこに書いて、何々については不登校の定義っていうのは、相当の期間というのが分かりづらかったので、丁寧に書いたらどうかと。学校はすぐ分かると思うが、一般の人、外にも出るとか議員さんとかが読むのなら、相当の期間、これが何のことなのかなと、次に不登校があるので分かりやすいのだが、第 1 号と同じように丁寧に書いたらどうかと。全然、間違いじゃないのだが、県も省いているので、左のほうの高知県の文章と同じにしているので、どうかということです。それから、もう一つ、これはすごく細かいことなのですが、資料の 3 の 2 の 11 ページとか 16 ページに注釈で米印があるじゃないですか。そこが二つ余分な米印がいくつかあるので消したらどうかと。新しいやつにも多分、載っているのではないかな。11 ページ、16 ページに小さな米印があるじゃないですか、注釈の。なぜ、そこだけ注釈があるかいうのも不思議なのですが。真ん中辺、人権侵害とか、人権侵害いうたら米印で 12 ですよね。次に 13 とかっていうのもあります。それらも除けておいたらどうかなみたいな、誤解されやすい。その上にもあります。刑法上とかっていうところがあって、名誉棄損とか、いくつかあります。なぜ、こうなったのかというのは分かりませんが、意味があるのなら。

教育長：ほかございませんでしょうか。今、横山委員からもご意見ありました。広報、啓発については、例えば資料 3 の 3 の 21 ページ、下線がありますけど、そこに町広報誌への掲載というのが前回ありましたので、そこはなんで消えているのか分かりませんが、そこを付け加えてはどうかというところ。それから、重大事態の発生、第 2 号の関係ですけど、もう少し簡潔に分かりやすく表記をして説明文を付けるというご意見もいただきました。また中身の、先ほどの軽微な米印のところはシステムの関係かも分かりません。もう一度、再確認をさせていただきたいと思います。重大事態の発生と調査の第 2 号の相当の期間については、いじめを原因とする不登校の事態がどういう状態が 2 号なのかを分かりやすく表記をするということも含め、事務局のほうでまた確認、精査をさせていただきたいと思います。他、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から、あらためて基本方針のスケジュールの関係についてお願いします。

真城学校教育副課長：スケジュールにつきましては、県の、こちらの資料の次のページに、資料 3 の 4 というのがあると思います。こちらにスケジュールの予定をしております。現在、4 月以降ということですが、前回、2 月に町いじめ問題対策連絡協議会を開催しておりまして、いじめ防止基本方針について現在、見直しを行っているところで、今後、4 月以降に各学校の基本方針の確認と公表を行いまして、各自治体の基本方針、施策状況の確認、公表という方向へ持っていきたいと考えております。

教育長：資料3の4のスケジュールでありますけど、今後、教育委員会として、これを次の5月の定例教育委員会で議案として提案させていただき、承認をしていただき、その後、公表にいきます。加えて各学校にも周知し、これを踏まえて学校の基本方針の見直しを行っていくという流れになります。次の定例教育委員会で承認していただき、そういうふうに進めていきたいと思います。各学校の見直しについては、すぐには無理ですので、お示しをした後、学校の基本方針の見直しについては年内ぐらいには見直しをしていただきたいということをお願いしていききたいというスケジュールとなっております。ということで、次回、基本方針については最終の確認、承認をしていただくという予定としております。この件について補足説明ないですかね。また気になることがあったら、またご連絡をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、日程6報告事項に移りたいと思います。「1. 四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱について」を報告案件といたします。事務局、説明をお願いします。

(事務局より、「報告事項①四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱について」を説明する)

教育長：以上、保育所苦情受付相談員の委嘱についてでございます。何かご質問等あれば。実際、受付担当者から相談員にいった案件というのはここ数年、何件かあるのでしょうか。

今西生涯学習課長：ここ数年来の状況は把握しておりませんが、先々日にもあったということは伺っておりますので、内容は精査して。

教育長：実際、ここ数年は幸いなことに相談案件はなかったということを教育委員会でも聞いていました。また保育所のほうはこういう受付相談員がいますよという表示も。

今西生涯学習課長：各保育所のほうには掲示をして、そういうところが、相談できるようなことにしなくてはいいなとなっていますので。

野中委員：それは先生たちが相談するのですか。先生たちが苦情をもらって、保護者もかまいませんか。

今西生涯学習課長：利用者、保護者の方が苦情とか要望とかをできるだけ風通しのいい保育所にするというところで設置しています。これでいくと担当者、主任保育士さんに直接言うケース、保育士に直接言いづらいものについては相談員にする。ルール上はこういう規定にしておりますけれども、もしかしたら内容によっては教育委員会に直接っていうケースもあるというところでございます。

教育長：苦情受付相談員の委嘱についてです。よろしいでしょうか。相談しやすい環境は引き続きつくっていかないといけないと思いますので。

それでは続いて、高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査、四万十町版ですけど、この報告に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「報告事項②高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について」を説明する)

教育長：令和7年3月末現在、いわゆる6年度の調査報告です。

令和6年度の全国、高知県も秋か夏過ぎに発表があると思います。先ほどの千人当たりの数値とか、暴力行為も、何年か前に調査対象要件も変わっていますので、本当にここにつながるのかどうかも含め、最終的なところはまた実質、学校、担任が把握している状況に

ついて3月末の調査結果となっております。ほか、ございませんでしょうか。また個別のケースごとによって対応も違ってきますので、引き続き新学期始まったら学校のほうでは丁寧に取り上げていただきたいところでございます。それでは、生徒指導上の諸課題の件について報告事項、終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、その他に移りたいと思います。その他の案件で事務局からないですかね。

教育長：それでは、今後の日程にいきたいと思います。明後日の十和小学校、十和中学校の校名変更式、4月10日、行います。

続いて、4月16日です。高岡地区市町村教育委員会連合会の総会、そして部会総会があります。

5月の定例教育委員会は15日の木曜日としたいと思います。それから、6月の定例教育委員会は6月定例議会の関係で6月3日になると思いますので、予定をお願いいたします。

ほか、ありませんでしょうか。

それでは、本日は以上をもちまして教育委員会定例会を終了したいと思います。ありがとうございました。

閉会 午前11時30分